

三重県立鈴鹿青少年センター寝具等賃貸借等業務入札に関する質問回答

No	質問項目	回答
1	申請書類について、同時期に入札公告の出ている案件は納税証明の提出が入札参加要件となっていますが、納税証明の提出は落札要件ということでしょうか。	ご指摘のとおり、納税証明の提出は参加要件となりますので、申請書提出時に個別に案内をさせていただきました。
2	寝具乾燥実施日が日曜日を前提に指定されていますが、平日に行うことは可能なのでしょうか。	宿泊者がいない場合は、平日の乾燥作業も可能です。ただし、宿泊室の利用頻度の状況を踏まえると、上半期の平日乾燥作業は困難と思われるので比較的宿泊者のいない日曜日の乾燥作業となります。 なお、日曜日1日で乾燥作業が完了しない場合は第1週日曜日と第2週日曜日に分けて乾燥作業を行っていただく場合もあります。
3	現在実施されている交換及び乾燥作業と大幅に仕様（回数）が異なりますが間違いはないでしょうか。	宿泊施設として寝具類を清潔に提供する必要があると考え、今回提示した乾燥作業回数に変更を行いました。
4	落札した場合の履行証明について、発行元の指定はありますか。	調達（入札）説明書に記載された条件の履行証明であれば問題ありません。ただし、本業務の対象施設である三重県立鈴鹿青少年センターの契約については履行証明の対象外とします。
5	洗濯業務について、別会社への委託は可能ですか。また、その際のクリーニング業法の確認書はどの事業所で必要ですか。	別会社への委託は可能ですが、本業務全ての業務を委託することはできません。また、外部委託を行う際には発注者へ申請を行い、承認された場合のみ可能です。 クリーニング業法の確認書は、クリーニング業法に定められた業務を行う事業所の確認書を提出していただきます。
6	シーツ類の使用方法については、現状と同様の使用方法をとる予定でしょうか。	現状と同様の使用方法を予定しています。